



農業・農林業振興センターを再編します!!

京都市では、農林行政の一層の推進を図るため、地域特性に応じて、北部・西部・東部農業振興センター及び京北農林業振興センターの再編を行い、**令和3年7月26日(月)**に、農業振興センターの事務所を以下のとおり移転します。

1 組織再編の概要

変更前の名称及び所管区域

北部農業振興センター

北区 上京区 左京区
花脊、広河原、久多

電話番号等 7月21日(水)まで
TEL:075(493)6660 / FAX:075(493)6646

西部農業振興センター

中京区 右京区
下京区 南区 西京区

電話番号等 7月21日(水)まで
TEL:075(321)0551 / FAX:075(313)0564

東部農業振興センター

東山区 山科区 伏見区

電話番号等 7月21日(水)まで
TEL:075(641)4340 / FAX:075(641)4569

京北農林業振興センター

右京区 京北

電話番号等
TEL:075(852)1817 / FAX:075(852)1827

北部農業振興センター 北区役所へ

北区 上京区 左京区
中京区 右京区

電話番号等 7月26日(月)から
TEL:075(366)2010 / FAX:075(366)2453

南部農業振興センター 伏見区役所へ

下京区 南区
東山区 山科区 伏見区

電話番号等 7月26日(月)から
TEL:075(585)3202 / FAX:075(574)7213

南部農業振興センター洛西分室 西京区役所洛西支所へ

西京区

電話番号等 7月26日(月)から
TEL:075(323)7321
FAX:075(323)7350

京北・左京山間部農林業振興センター 京北合同庁舎内のまま

右京区 京北
左京区 花脊、広河原、久多

電話番号等 現在の京北農林業振興センターと同じ番号です
TEL:075(852)1817 / FAX:075(852)1827

変更後の名称及び所管区域



※7月22日(木)～25日(日)は、土日祝日のため、各センターは休所します。

2 移転予定日

令和3年7月26日(月)から、新たな組織体制による業務を開始します。

※農業振興センターの現事務所における業務は、**7月21日(水)午後5時15分をもって終了**しますので、ご注意ください。

3 お問合せ先

産業観光局 農林振興室 農林企画課 **TEL 075(222)3351**



平成5年指定の生産緑地を所有する皆様へ

特定生産緑地指定申請の受付を開始します!!

要事前予約

受付開始 **令和3年8月2日(月)～**

京都市から平成5年に生産緑地の指定を受けた所有者の皆様へ、本年4月に特定生産緑地指定申請に関するお知らせ文書をお送りしました。特定生産緑地の指定を希望される方は、下記の受付期間及び受付場所にて申請をお願いします。

(注) 生産緑地法では、特定生産緑地の指定は生産緑地の指定を受けた日から起算し30年を経過するまでに行うことと規定されており、以降の指定申請を行うことはできませんので、**必ず受付期間内に申請をお済ませ下さい。**



記

- 受付期間 令和3年8月2日(月)～令和5年3月31日(金)
- 受付場所 各農業振興センター(時間9:00～16:00) ※要事前予約
都市計画課(時間9:00～17:00) ※要事前予約
- 提出書類 第1号様式 特定生産緑地指定申出兼同意書(所有者用)
第2号様式 特定生産緑地指定同意書(所有者以外の権利者用)
※第2号様式は、該当の方のみ
印鑑登録証明書、土地登記簿謄本(全部事項証明書)等

なお、特定生産緑地の指定には農地等利害関係人(所有者、抵当権者、小作人等)すべての方の同意が必要となります。お送りしたお知らせ文書に同封している資料をご確認いただき、必要書類を揃えて申請をお願いします。

第1号及び第2号様式については、ホームページでもダウンロード可能です。



平成4年指定の生産緑地を所有する皆様へ

平成4年に生産緑地の指定を受けた所有者の方で、特定生産緑地の指定を希望される場合は、令和4年3月31日まで上記受付場所にて受付中です。**受付がまだの方は必ず受付期間内に申請をお済ませ下さい。**



お問合せ先

★都市計画局都市計画課
TEL:075(222)3505

★各農業振興センター
(電話番号は2ページのとおりです。)

※各農業振興センターについては、令和3年7月26日(月)に事務所の移転や電話番号の変更がありますので、ご注意ください。

